

令和5年9月26日 原案可決

那覇市議会議員

野原嘉孝



議案第98号

那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

公共下水道の敷地又は排水施設を占有する物件を設ける場合に徴収する占用料等を定め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 <u>下水道敷の占用</u>(第44条—第49条)</p> <p>第7章～第8章 [略]</p> <p>付則 (行為の許可)</p> <p>第42条 法第24条第1項及び第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略] (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第43条 法第24条第1項及び第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第6章 <u>下水道敷の占用</u> (占用の許可)</p> <p>第44条 <u>管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、下水道敷の占用を許可することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 <u>占用</u>(第44条—第49条)</p> <p>第7章～第8章 [略]</p> <p>付則 (行為の許可)</p> <p>第42条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略] (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第43条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第6章 <u>占用</u> (占用の許可)</p> <p>第44条 <u>公共下水道の敷地又は排水施設にその全部又は一部を占用する物件を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p>

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。占用の許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

(1)～(3) [略]

3 [略]

4 第2項の規定に基づき申請があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

第46条 削除

(使用料等の減免)

第52条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この条例に定める使用料、督促手数料、延滞金又は占用料を減免することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 占有箇所が一般の通行の用に供せられるとき。

(5) [略]

2～3 [略]

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

4 第2項の規定による申請書の提出があつたときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

(占用料)

第46条 第44条第1項の許可を受けた者から占用料を徴収する。

2 前項の占用料の額については、那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)に定める占用料の額の例による。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第5号に掲げる施設のうち道路に係る占用料の額については、同条例に定める占用料の額のうち同号に掲げるその他これらに類する施設に係る占用料の額とするものとする。

(使用料等の減免)

第52条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 占有箇所が無料で常時一般の通行の用に供せられるとき。

(5) 雨水等を地先から溝等に排出する排水管の埋設のための占有であるとき。

(6) 水道管及びガス管の各戸引込管の設置のための占有であるとき。

(7) 恒例による祭典その他行事のための臨時の占有であるとき。

(8) [略]

2～3 [略]

<p>4 管理者は、<u>第1項の規定に基づき減免の申請</u>があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>4 管理者は、<u>第2項の規定による申請書の提出</u>があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。